

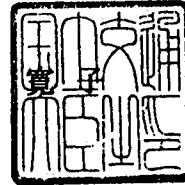
写

認 定 書

国住指第2175号
平成14年5月31日

全国木質セメント板工業組合
理事長 三枝輝壹郎 様

国土交通大臣 林



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第三号(屋根:各30分)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP030RF-9258
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
木毛パーライトセメント板野地板金属板
又は繊維強化セメント板葺屋根
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

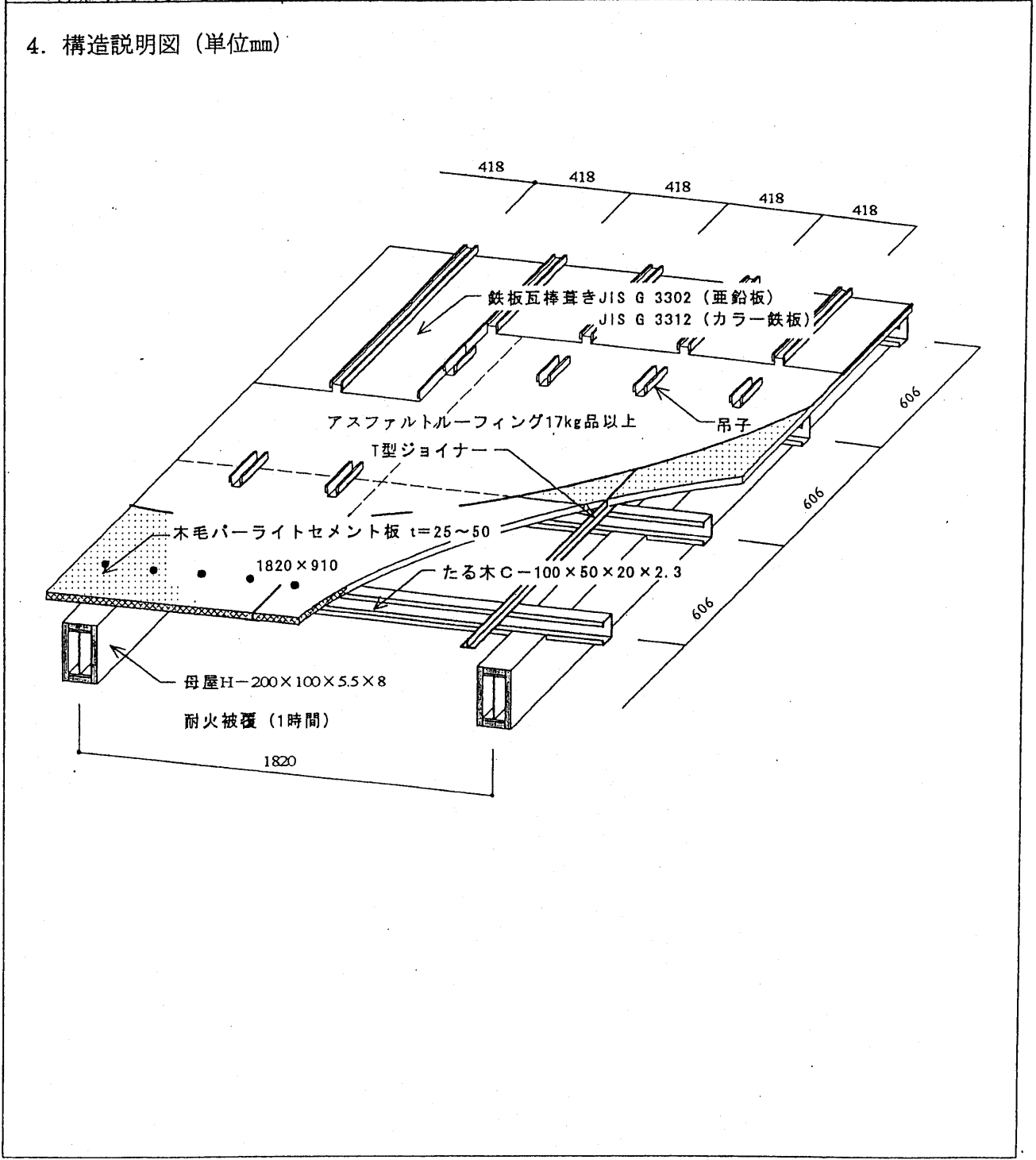
興亜不燃板工業株式会社 殿

貴社を上記国土交通大臣認定の製造・販売会社として指名し、本認定書の
写しを呈します。

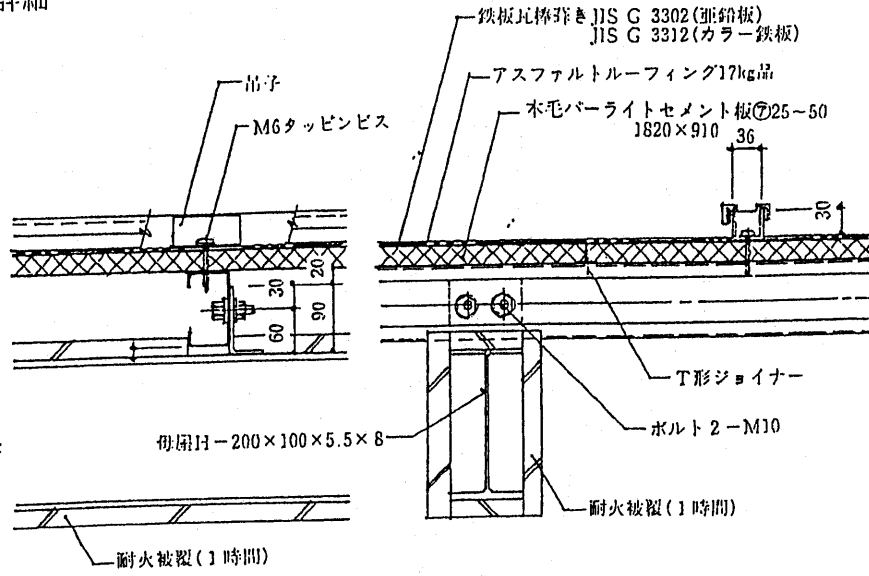
平成14年5月31日

全国木質セメント板工業組合

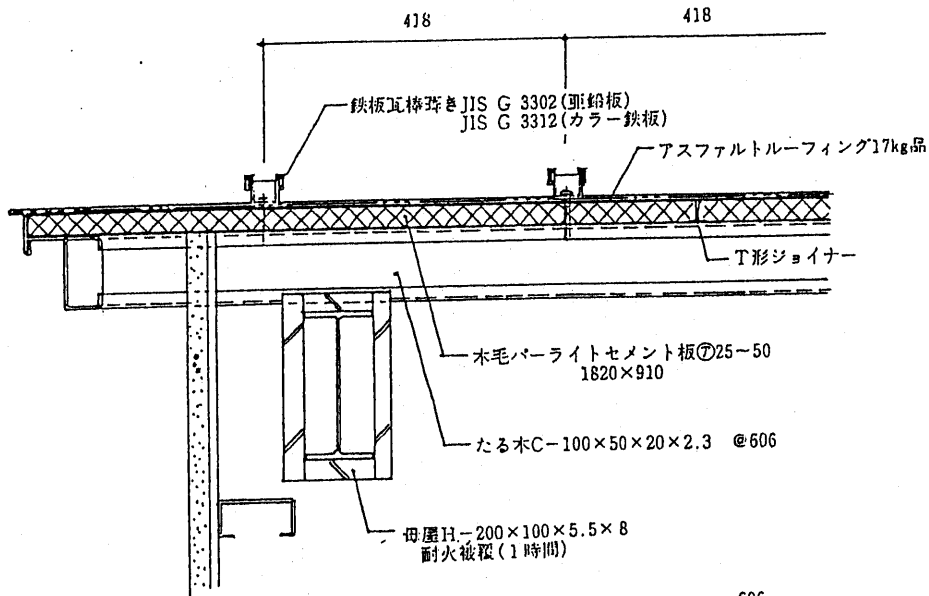
<p>構造設計図書 (構造・材料等説明書、標準仕様書)</p>	<p>認定番号 FP030RF-9258 認定年月日 平成14年5月31日</p>
<p>1. 構造区分 屋根 30分耐火構造</p> <p>2. 品目名 木毛パーライトセメント板野地板金属板又は繊維強化セメント板葺屋根</p>	<p>3. 団体名 全国木毛セメント板工業組合 賞</p> <p>所在地 東京都文京区水道 2-16-11</p>



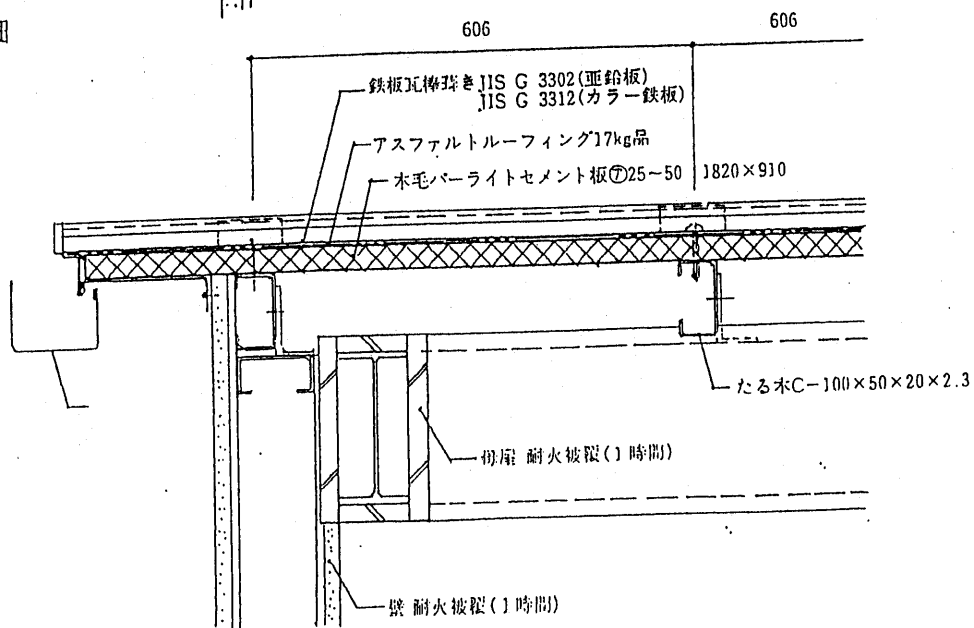
たる木取付詳細



側詳細



軒先詳細



5. 材料等説明

5-1 主構成材料

- (1) 表面材料 金属板、繊維強化セメント板不燃材料とする。
- (2) 防水材料 アスファルトルーフィング 17kg 品以上とする。
- (3) 野地材料 木毛パーライトセメント板 (準不燃第 2032 号)

構成 (組成)

混合比 (密度)

木毛	35%	+0 -4
ポルトランドセメント	60%	+2 -0
パーライト	5%	+2 -0

(アサノパーライト PW10 号)

注) 充分混練し、板状に均一に散布圧縮成形し、セメントの硬化養生した後、乾燥し、規格寸法に切断したもの。

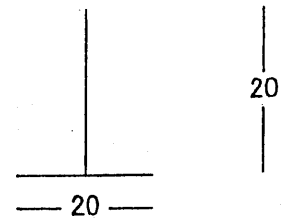
厚さ (mm)	寸法の許容差		かさ密度	重量 (kg/m ²)	大きさ (mm)
	厚さ (mm)	長さ、巾 (mm)			
25	+1 -2		0.5以上	12.5以上	910×1,820
30	+0 -3	+0		15 以上	
40	+0 -3	-3		20 以上	910×2,000
50	+0 -3			25 以上	1,000×2,000

- (4) 支持材料

たる木	C-100×50×20×2.3 以上
母屋	H-200×100×5.5 以上

5-2 副構成材料

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) T形ジョイナー亜鉛鉄板 | 厚さ 0.27 以上 |
| (2) たる木取付ボルト | 9Φ×20 mm以上 |
| (3) たる木取付金物 | L型 90×50×4.5 mm |
| (4) キャップ通し吊子 | 亜鉛鉄板 厚さ 0.5 mm以上 |



6. 標準仕様

- (1) 母屋間隔は 1,820 mm以下とし、母屋には 1 時間耐火被覆を行う。
ただし、昭和 39 年度建設省告示第 1675 号第三、五、ハの規定に該当する場合には耐火被覆しなくてもよい。
- (2) たる木は C 型鋼材 (C-100×50×20×2.3 mm) を使用し、間隔は約 606 以下とする。
たる木はネコ (L-90×50×4.5 mm) を用い母屋に電気溶接で緊結する。
- (3) 野地板 (木毛パーライトセメント板) をたる木の上に敷き母屋方向接合部に T 型ジョイナー (厚さ 0.27 mm以上) を入れる。
- (4) アスファルトルーフィング (17kg 品以上) を重ねしろ 100 mm以上取って敷く。
- (5) 鉄板瓦棒 (0.4 mm) は通し吊子を取り付けタッピングねじ (6Φ×40 mm) によってたる木に固定する。瓦棒間隔は 418 mm以下とする。
- (6) 繊維強化セメント板の場合は、せんい強化セメント板協会発行のスレート技術資料 (施工標準書) による。

7. 付帯条件

なし

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 100 号) による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成 14 年 6 月 1 日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 100 号) による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。